

EU25か国，統一特許裁判所の一部設置場所につき合意

2011年12月7日

JETRO デュッセルドルフ事務所

EU 議長国のポーランドは、12月6日、同月5～6日に開催された EU 競争担当相理事会第3133回会合において、統一特許裁判所（Unified Patent Court）の一部の設置場所について合意がなされた旨を発表した。

それによれば、統一裁判所の控訴裁判所（Court of Appeal）はルクセンブルク、特許調停仲裁センター（Patent Mediation and Arbitration Center）をリスボン（ポルトガル）及びリュブリャナ（スロバニア）（2か所）に設置することで合意がなされた。しかし、第一審裁判所（Court of First Instance）の中央支局（central division）の設置場所については未定。

EU 加盟国のうちイタリアとスペインを除く25か国は、欧州単一効特許（European patent with unitary effect）と、当該欧州単一効特許と従来の欧州特許を取り扱う統一特許訴訟システム（Unified Patent Litigation System）とをパッケージとして、2012年前半までの合意を目指している。

このうち統一特許訴訟システムについては、前記25か国による条約の締結を目指しているところ、欧州連合司法裁判所（CJEU）が、EU 競争担当相理事会から付託された欧州および共同体特許裁判所（ECPC: European and Community Patents Court）の設立を規定する協定案について、EU 条約に適合しないとする意見を3月8日に公表し、その後9月に議長国ポーランドより、当該意見を踏まえた新たな条文案が提出され、検討が行われてきた。

最新の条約案の具体的内容については現時点で明らかにされていないが、EU 競争担当相理事会の12月5日付けプレスリリース（暫定版）によれば、同案には以下の事項が含まれている。

1. 第一審裁判所の中央支局、控訴審裁判所及び特許調停仲裁センターの設置場所について（前述）。
2. 第一審裁判所の地方支局、地域支局及び中央支局、並びに控訴裁判所を招致する国は、必要な施設、設備及び初期の監理・事務スタッフの提供を含む財政的貢献を行う。
3. 統一特許裁判所の財政的自立を最終的な目的としつつも、参加国は、立ち上げ期において透明かつバランスが取れた形での財政的貢献を行う。

4. 手続き言語については、地方支局の手続き言語は両当事者の合意のみにより変更が可能であることを原則とするが、当事者は当該裁判所の所長に対し、利便性及び公平性の観点から手続き言語変更の申請をすることが可能。
5. 中央支局の役割を高め、また多数の国における侵害について当事者に選択肢を与えるため、地方又は地域支局に代えて中央支局に提訴する選択肢を与える。また、被告がEU域外に居住している場合、中央支局に提訴することを可能とする。
6. 統一特許裁判所に関する条約は、最低限の数の国が批准した際に発効する。
7. 従来の単一効を有しない欧州特許に対しては、各国裁判所へ提訴が可能な一定の期間が設けられる。
8. 管理委員会 (administrative committee) は、統一特許裁判所の機能、効率性及び費用対効果を向上させるため、広範囲にわたり条文を再検討する。

今回、一部あるいは概要ではあるものの、懸案事項であった裁判所等の設置場所や財政的支援等について合意が得られたことにより、今年末から来年初めにかけて、最終的な合意へ向けた調整が活発になることが予想される。

他方、前記 25 か国が参加する強化された協力 (enhanced cooperation) の枠組みによる 2 つの単一効特許関連規則案である「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する欧州議会及び理事会規則」及び「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する理事会規則」については、現在、欧州委員会、理事会、欧州議会による案を摺り合わせるための非公式な三者協議 (trilogue) が行われている。

今後 EU は、これらのパッケージが同時期に利用可能とするべく、当該 2 規則案については来年 2 月の欧州議会の総会において承認を得ることにより公式な手続きを全て完了し、条約については同年前半までの署名を目指すこととなる。

- － EU 議長国ポーランドのプレスリリースは、以下参照 －
[Agreement on substantial issues of single EU patent](#)
- － EU 競争担当相理事会のプレスリリースは、以下参照 －
[PRESS RELEASE \(PDF\)](#) (第 19～21 頁)

－ 過去に発表された統一特許裁判所の条文案は、以下参照 －

[Draft agreement on a Unified Patent Court and draft Statute \(13751/11\) \(PDF\)](#)

－ ECPC の EU 条約適合性に関する CJEU の意見についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州連合司法裁判所，欧州および共同体特許裁判所の EU 条約適合性について判示（2011年3月9日）\(PDF\)](#)

－ EU 競争担当相理事会による，統一特許裁判所の新たな条文案の議論開始に関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 －

[EU 競争担当相理事会，統一特許裁判所の新たな条文案について議論開始（2011年10月3日）\(PDF\)](#)

(以上)